

昭島市商工会工業部会展示会等出展補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昭島市商工会(以下、「商工会」という。)工業部会員(以下、「会員」という。)の販路拡大のための展示会等出展の経費の一部を補助することにより、受注機会の拡大を図り、経営安定と振興に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 商工会の会費を完納している会員であること。ただし、同一年度での補助金の支給は会員につき1回とする。

(補助対象事業)

第3条 対象事業は、以下のとおりとする。

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県で開催される展示会等(実際の会場で開催される展示会。)であること。
- (2) 新規の商談や取引先の開拓のために開催される展示会等であること。
- (3) 申請者単独での出展であること。
- (4) 主催者が特定の顧客を来場対象とする展示会等ではなく、商工会事務局の視察受け入れが可能であること。
- (5) 同一内容で、その他の補助金との併用はできない。

(補助金の対象)

第4条 補助の対象となる経費は、展示会等の出展小間料とする。

(補助金額)

第5条 補助金の支給は予算の範囲内で行うものとする。また、補助対象額は、補助対象経費の2/3(千円未満切捨)以内とし、上限5万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、展示会等の開催日の2ヶ月前までに、昭島市商工会工業部会展示会等出展補助金交付申請書〔様式第1号〕に下記書類を添えて、商工会会長(以下、「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 展示会等の概要がわかる資料
- (2) 自社の会社案内など事業内容がわかる資料
- (3) その他会長が認める書類

(交付の決定)

第7条 会長は、前条に規定する交付申請書の申請を受けた後、速やかに審査を行い、当該申請に係る書類の審査等により補助金の可否を決定し、昭島市商工会工業部会展示会等出展補助金交付決定通知〔様

式第2号〕により、申請者に通知する。

(事業完了報告書の提出)

第8条 補助対象者は、昭島市商工会工業部会展示会等出展補助金補助事業完了報告書〔様式第3号〕を補助対象事業完了後20日以内に商工会に提出する。

(補助金の請求)

第9条 補助対象者は、昭島市商工会工業部会展示会等出展補助金請求書〔様式第4号〕に支出を証する書類の写し(請求内訳書、領収書のコピー)を添えて、前条に規定する完了報告書の提出後、速やかに会長に請求する。

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 会長は、前条に規定する完了報告書を審査し、交付すべき補助金の額を確定したのち、昭島市商工会工業部会展示会等出展補助金確定通知書〔様式第5号〕により補助対象者に通知するとともに、指定の口座へ入金する。

(補助対象事業の中止)

第11条 補助対象者は、第6条の交付申請書にもとづく展示会等に出展しなかった場合、または展示会等が中止となった場合は、補助事業の中止申請書〔様式第6号〕を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第12条 会長は、補助金の交付を受けた会員が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 虚偽の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金を補助対象経費以外に使用したとき
- (4) その他不正の行為があると認められたとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付事務に関し、必要な事項は商工会が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年7月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年6月1日から一部改正し施行する。